

原子力災害被災地域と全国を繋ぎ関係人口拡大を図る調査検討業務
仕様書

1. 業務目的

福島県原子力災害被災地域においては、原子力災害からの復興まちづくりに向けて、帰還・移住の促進や交流人口・関係人口の拡大に関する様々な取り組みが進められているところである。

当機構が復興支援する大熊町、双葉町、浪江町（以下「3町」という）を含む原子力災害被災地域における関係人口創出・拡大を図ることにより復興まちづくりの促進及び活性化につなげていくことを目的とする。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年7月30日(金)

3. 履行場所

全国

なお、仕様書では以下の実施回数・場所を想定している。

- ・ 4.業務内容の(2)① 主催交流イベント：東京 5回
- ・ 4.業務内容の(2)② イベント出店に伴う実施補助
東京3回、名古屋1回、大阪1回
(詳細については、当機構と調整のうえ決定するものとする)

4. 業務内容

(1) 原子力災害被災地域における関係人口創出・拡大のための戦略作り

- ① 3町同人口規模における関係人口創出・拡大に関する地域の事例調査
- ②①の結果を分類し、原子力災害被災地域における実施案の検討

なお、以下の内容を念頭に戦略を作成すること。

- ・ 全国における地域の価値を高める活動を行っている団体や個人、浜通りとの連携に関心のある方等との連携。
- ・ 地域の魅力を発信する施設や当機構に関連する施設等との連携。
- ・ 原子力災害被災地域の製品の販売、PR等。

(2) (1)の戦略をもとにした施策の企画・実施・分析等

- ① (1)で作成した戦略に基づく施策(※1※2)の企画・実施
(主催交流イベント計5回実施相当)
- ②イベント出店に伴う実施補助(※3)(計5回実施)

なお、以下を想定。

- ・ URふるさと応援プロジェクト(※4)との連携業務

- ・全国にある当機構に関連する施設を活用した連携業務

なお、上記4.(2)①②については、その企画の実施結果を分析したうえで、戦略4.(1)の戦略作りに反映させるものとする。

- ※1 「主催交流イベント」について、仕様書上では30～50名程度が参加するイベント規模を想定している。また当機構との調整の上、仕様書上の想定範囲内で「主催交流イベント5回実施」以外の内容に変更可能なものとする。
- ※2 「主催交流イベント」とは、企画に関わる打合せ、準備（一部必要物品調達含む）、運営、撤去等を含む。なお、詳細については当機構との調整の上決定する。
- ※3 「イベント出店に伴う実施補助」とは、企画に関わる打合せ、準備（一部必要物品調達含む）、運営、撤去等を含む。イベント規模はテント1～2幕程度のブース出店で他団体の実施するイベントへの出店を想定。なお、詳細については当機構との調整の上決定する。
- ※4 URふるさと応援プロジェクト
地域経済の活性化とURが関わるまちや団地の魅力向上を同時に達成することを目指し、URの団地やURがまちづくり支援を行う地区で「観光に来て欲しい」「まちを知ってほしい」「特産品を買って欲しい」などでお悩みの自治体の皆様と連携し、地域の特産品・名産品のマルシェや観光PRなどを行うプロジェクト。
https://www.ur-net.go.jp/aboutus/action/tsunagu_pj

5. 再委託について

受託者は、次に掲げるものを再委託することはできない。

- ・ 総合調整マネジメント
- ・ 総合的企画、業務遂行管理
- ・ 検討手法、条件の決定及び技術的判断
- ・ 打合せ等
- ・ 成果物の照査

6. 成果品

業務の成果品は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書の電子データ（DVD-R）※5

※5 提出する電子データは、Microsoft 社製 Windows 11 環境において支障なく利用できる形式とすること。ワープロソフトは Microsoft 社製 Word、表計算ソフトは Microsoft 社製 Excel、CAD ソフトは Autodesk 社製 AutoCAD 2025 と完全に互換性のある形式とし、電子記録媒体に記録して提出すること。なお、CAD データにつ

いては、印刷用設計ファイルを併せて提出すること。ただし、受注者が同等以上の性能を有するソフトウェアの使用を希望する場合は、事前に監督員と協議すること。また、提出に当たっては、納入前に最新の定義ファイルに更新されたウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを実施し、ウイルスに感染していないことを確認すること。併せて、当該確認結果を電子記録媒体に印字または貼付して提出すること。報告書の作成および取りまとめ方法の詳細については、監督員と協議のうえ決定すること。

7. その他

- (1) 本業務の実施に当たっては法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本仕様書に定めるほか発注者と十分協議・調整を図り実施すること。また、発注者の指示に従い業務を進めること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じたときは、その都度発注者と協議すること。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（この項目中において、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - ③ 暴力団員等による 不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (5) 業務環境の改善
 - ① 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。
 - ② ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領（別紙1）に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

以 上

ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

(1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。

- ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
- ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
- ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
- ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
- ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
- ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。

(2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。

(3) (1) によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。

(4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

(1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。

(2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

(3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上